

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 31 年 2 月 4 日
仙台市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(4) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道に各施設等を設置することにより、地域の賑わい創出や起業促進を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号の施設等、②の区域においては同条第 1 号及び第 3 号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

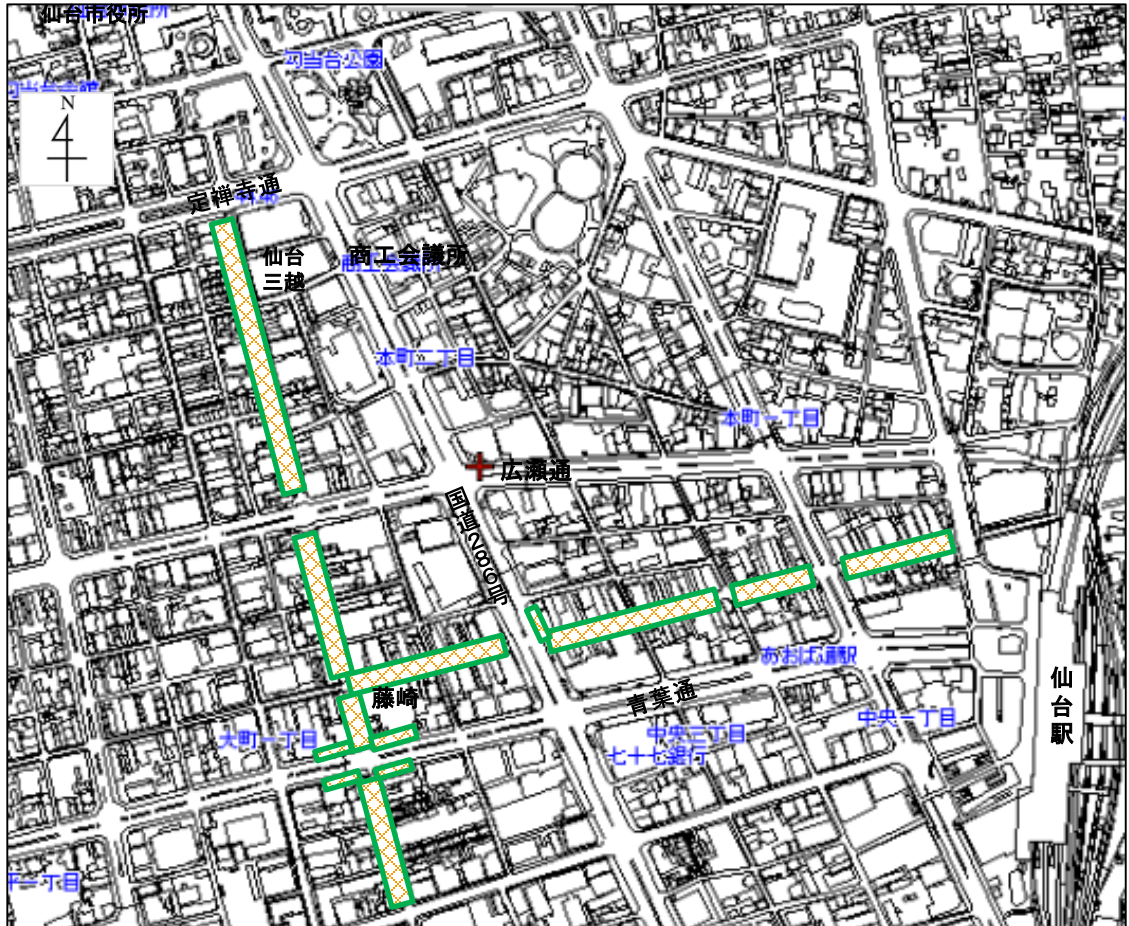
① 仙台市中心部商店街活性化協議会

- ・東一番丁線、青葉山線、中央通線、国道 286 号及び青葉通線（別紙 1）


② (略)

全域図

1/10000



道路活用賑わい創出事業



道路部分

